

びわこ揚水土地改良区 情報公開規程

びわこ揚水土地改良区情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条 びわこ揚水土地改良区(以下「土地改良区」という。)は土地改良法に基づいた法人であり、土地改良事業を執行するうえで、公的機関と同等の性格を付与されている。本規程は、組合員の知る権利を尊重し、関係書簿の開示を請求する権利を定めることにより、土地改良区の保有する情報の一層の公開を図り、もって土地改良区の諸活動を組合員に説明する責務が全うされるようにするとともに信頼関係を深め、土地改良区の発展を目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係書簿 土地改良区の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、CDその他これらに類するものであって、土地改良区が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。
- (2) 関係書簿の公開 土地改良区が、この規程の定めるところにより、関係書簿を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(基本原則)

第3条 この規程における基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良区の保有する情報は、公開を原則とし、非公開情報は、必要最小限にとどめること。
- (2) 個人の尊厳とプライバシーの権利を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行うこと。
- (3) 組合員にとってわかりやすく、利用しやすい制度であるよう努めること。
- (4) 関係書簿の公開が拒否された場合、公正かつ迅速な救済が保障されること。

(土地改良区の責務)

第4条 土地改良区は、この規程の目的及び基本原則に基づいて、適正かつ円滑に運用しなければならない。

(利用者の責務)

第5条 この規程の定めるところにより、関係書簿の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を不当に侵害しないよう努めなければならない。

第2章 関係書簿の公開

(関係書簿の公開を請求することができる権利)

第6条 何人も、土地改良区に対して、関係書簿の公開を請求することができる。

(非公開としなければならない関係書簿)

第7条 土地改良区は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている関係書簿については、非公開としなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた申請、承認、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(非公開とすることができる関係書簿)

第8条 土地改良区は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている関係書簿については、非公開とすることができる。

(1) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報

(2) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 土地改良区と法律又はこれに基づく政令により執行機関の権限に属する国、地方公共団体及びその他公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力・信頼関係を著しく損うおそれのあるもの

(4) 土地改良区の内部又は国等との間における審議、協議、企画、検討、調査、研究等の意思形成に関する情報であって、公開することにより、当該又は同種の意思形成を公正かつ適正に行うことに著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(5) 土地改良区又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(関係書簿の部分公開等)

第9条 土地改良区は、関係書簿の公開の請求に係る関係書簿に前2条の各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該情報を除いて公開しなければならない。

2 土地改良区は、前2条の各号のいずれかに該当する情報であっても、期間の経過により当該情報を非公開とする理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(関係書簿の存否に関する情報)

第10条 当該公開請求に係る関係書簿が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、土地改良区は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第11条 関係書簿の公開を請求しようとするものは、土地改良区に対して、次に掲げる事項を記載した関係書簿公開請求書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公開の請求に係る関係書簿の名称その他の関係書簿を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、土地改良区が定める事項

(請求に対する決定及び通知)

第12条 土地改良区は、前条の規定による請求があつたときは、請求のあつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る関係書簿の公開又は非公開の決定をしなければならない。

- 2 土地改良区は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を関係書簿の公開を請求したもの(以下「請求者」という。)に書面(別記様式第2号)により通知しなければならない。ただし、当該請求のあつた日に関係書簿の公開をする場合は、口頭により通知することができる。
- 3 前項の場合において、土地改良区は、関係書簿の公開を非公開と決定(第9条第1項の規定による関係書簿の部分公開をする場合を含む。)したときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。この場合において、関係書簿の公開を拒む理由がなくなる期日を明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。
- 4 土地改良区は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として、延長することができる。この場合において、その延長の期間及び理由を遅滞なく書面(別記様式第2号)により通知しなければならない。
- 5 土地改良区は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る関係書簿に土地改良区及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、土地改良区が定めるところにより、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 6 第1項から第4項までの規定は、公開の請求に係る関係書簿が存在しないこと、その他の理由により請求を拒否する場合に準用する。

(公開の実施)

第13条 土地改良区は、関係書簿の公開を決定したときは、請求者に対して、速やかに、関係書簿の公開をしなければならない。

2 関係書簿の公開は、土地改良区が指定する日時において行う。

3 土地改良区は、関係書簿の公開をすることにより当該関係書簿が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第9条第1項の規定による部分公開をするとき、その他合理的な理由があるときは、当該関係書簿を複写又は当該関係書簿から出力若しくは採録したものにより、関係書簿の公開を実施することができる。

(費用負担)

第14条 この規程の規定による関係書簿の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この規程の規定により関係書簿の写しの交付を受けるものは、別表第1号に定める金額を当該写しの作成に要する費用として負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第15条 法令又は他の条例等の規定により、土地改良区に対し、関係書簿の閲覧若しくは縦覧又は関係書簿の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合におけるその閲覧及び縦覧並びに謄本、抄本その他の写しの交付については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。

2 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、この規程の規定は適用しない。

第3章 情報提供

(情報提供の充実)

第16条 土地改良区は、この規程の目的を達成するため、関係書簿の公開のほか、土地改良区の運営に関し広く組合員が必要とする情報の的確な把握及び整理を行い、その情報を組合員が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。

付 則

この規程は、令和5年10月26日から施行する。

関 係 書 簿 公 開 請 求 書

年 月 日

びわこ揚水土地改良区 理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 () -

(法人その他の団体にあつては事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

びわこ揚水土地改良区情報公開規程第11条の規定に基づき、次のとおり関係書簿の公開を請求
します。

公開を請求する 関係書簿の件名	
公開を請求する 関係書簿の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴及び写しの交付

- (注) 1 請求する関係書簿の件名及び内容については、できるだけ具体的に記入してください。
2 該当する□欄にチェックをしてください。

関係書簿公開請求回答書

びわこ揚水土地改良区 号
年 月 日

様

びわこ揚水土地改良区
理事長 ⑩

年 月 日付けで請求のありました関係書簿の公開についてびわこ揚水土地改良区情報公開規程第12条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

関係書簿の件名 及び内容	
回答の内容	公開・部分公開・非公開・決定期間延長・却下
関係書簿の公開又は 部分公開の日時及び 決定期間延長の期日	年 月 日 時 分
公開することができ ない部分及び理由、 又は非公開の理由、 又は期間延長の理由、 又は却下する理由	・公開することができない部分の概要 ・びわこ揚水土地改良区情報公開規程第 条第 項に該当(理由)
備考	

- (注) 1 指定された公開の日時に来所できないときは、あらかじめ改良区へ連絡してください。
2 関係書簿の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。

別表第1号

写しの種類	金額
コピー(モノクロ)	1枚につき 10円
コピー(カラー)	1枚につき 50円
図面等成果物コピー	1枚につき 500円
記録媒体(CD-Rに限る)	1枚につき 100円
上記以外のもの	作成に要する費用に相当する額

※データでの交付の場合も1ページ分につき上記の金額とする。